

第78回  
近江八幡市安土町地域自治区地域協議会  
会議録

近江八幡市安土町地域自治区地域協議会事務局

第 78 回（平成 28 年度第 9 回）  
近江八幡市安土町地域自治区地域協議会 次第

日 時：平成 28 年 12 月 21 日（水）午後 2 時

場 所：安土町総合支所 3 階旧議員控室

1. 開会

2. 経過報告

3. 報告事項

①近江八幡市農業委員会の農業委員推薦募集について（農業委員会）

資料 1

②公共施設等マネジメント推進委員会報告（仙波委員）

資料 2

③安土学区まちづくり協議会・老蘇学区まちづくり協議会の活動状況について

参考 1

4. 協議事項

①安土健康づくりセンターについて（住民課）

資料 3

②安土福祉自動車について（住民課）

資料 4

③老蘇学区自治連合会との意見交換会を終えて

資料 5

④市議会議員や若者層の方と意見交流について

5. その他

意見箱の意見について

資料 6

発言内容訂正（環境課）

資料 7

6. 閉 会

## 会議録

●会議の名称	安土町地域自治区地域協議会 第78回（平成28年度第9回）定例会
●開催場所	近江八幡市安土町総合支所3階議員控室
●開催日時	平成28年12月21日（水） 14:00～17:50
●出席者 （委員） （説明者等）  （事務局）	安田惣左衛門会長、茶野初美副会長、小杉稔委員、澤秋男委員、善住元治委員、 中澤栄子委員、矢場義章委員、仙波謙三委員、横川明子委員 農業委員会…北川事務局長、木村次長 住民課…福井次長兼課長、西課長補佐 地域協議会事務局 安土町総合支所…大林地域自治区長 住民課…福井次長兼課長、川部課長補佐、助野副主幹、矢野副主幹
●議題及び議事	安土健康づくりセンターについて（住民課） 安土福祉自動車について（住民課）
事務局	第78回近江八幡市安土町地域自治区地域協議会を開会いたします。 開会にあたりまして、安田会長よりご挨拶いただきます。
会長	（あいさつ）
事務局	ありがとうございました。続きまして、安土町地域自治区大林区長が挨拶いたします。
事務局（区長）	（あいさつ）
事務局	本日の会議につきまして可須水委員から会長宛てに欠席の連絡がありました が、「近江八幡市及び蒲生郡安土町の廃置分合に伴う地域自治区及び地域自治区 の区長の設置に関する協議書」第11条第3項の規定に基づき、本協議会が成立 しておりますことをご報告申し上げます。 それでは、これより議事に入らせていただきます。会議の議長につきましては、 協議書の規定に基づきまして、安田会長にお願い申し上げます。
会長	それでは、規定に基づき、議長を務めます。どうかよろしく申し上げます。 なお本日の会議は16時終了予定で進めたいと思っておりますので、どうか円 滑な運営にご協力をお願いしたいと思います。それでは議事に入りたいと思いま す。次第に基づきまして経過報告です。 前回、11月16日の定例会以降の地域協議会の活動について、経過報告を行いま す。 広報編集部会の報告を茶野部会長よりお願いしたいと思います。

副会長

地域協議会だよりの第 39 号について、前回の 11 月 16 日に定例会終了後、広報編集部会を開催いたしまして内容を検討し、1 月 1 日付の発行に向けて作成中です。内容は会長のご挨拶、環境エネルギーセンターへ見学に行ったこと、第 74 回、第 75 回、第 76 回定例会の内容、自治連合会との意見交換会の記事を中心に掲載します。以上です。

会長

ありがとうございます。ただいまの広報編集部会の内容について、ご質問等ありますか。

無いようですので、会議運営部会につきまして、私の方からご報告します。

先般 12 月 7 日 9 時 30 分より開催をいたしました。本日皆様方の手元に次第が行っておりますが、次第内容につきまして、1 点目は近江八幡市農業委員会の農業委員推薦・募集について農業委員会よりお越しいただいて、組織・制度改正に伴います農業委員の推薦・募集の説明を頂きます。2 点目につきましては公共施設等マネジメント推進委員会報告であります。仙波委員に出ているおりましたが、資料は 1 月に公表され、その後意見を踏まえながら 3 月に総括するという事になっております。皆様方に事前にお伝えするということですが、資料は後程回収させていただきます。3 点目は安土・老蘇学区まちづくり協議会の活動状況につきまして報告をいただきます。協議事項につきましては、既に区長の方からいろいろと協議会に説明していただいておりますが、安土健康づくりセンターについて、これも後程説明いただきますが、例の指定管理が今年度 3 月に区切りが付く関係上、これらの今後の動向につきまして、もう一度協議会の意見を聞きたいということです。2 点目の安土福祉自動車についてです。これも安土のみの運行の関係上、いろいろと課題もありましてそれらを委員各位から遺憾のないご意見をお聞きしたい件でございます。3 点目は老蘇学区自治連合会との意見交換を終えて、事務局より事前に会議録をいただいておりますが、この意見交換会の内容により委員各位から我々協議会としての課題・取組みを抽出して行きたいので、ご意見を頂戴したい。その後、市議会議員や若者層の方との幅広い意見交流の場を持ちたいということで、もう一度それにつきまして協議をして行きたいという事でございます。あと前回、定例会で意見箱には触れましたが、その対応につきましてご意見をいただきたい。これらにつきまして協議をいたしました。以上でございますが、会議運営部会の報告につきまして何かご質問等ございますか。無いようですので、報告事項から始めます。近江八幡市農業委員会の農業委員推薦・募集についての報告を農業委員会からお越しいただいておりますのでよろしく申し上げます。

農業委員会

農業委員会事務局長の北川です。よろしく申し上げます。農業委員会は農業委員会法に基づきまして設置されています。その法律が大幅改正されまして、今年度につきましては農業委員の改正の年でもございます。当市におきましても来年

3月20日に任期満了を向かえます農業委員の選任に関しまして、今までは公職選挙法が準用して農業委員の選任していました。特に安土地域におきましては7名を選挙で選任していました。ただし、今後は新たに農業委員を選任するに当たりまして、市長が選任します選任制度に変更になったところです。それを踏まえまして現在募集をさせていただいているところですが、地域自治区の皆様にも改正の概要を報告させていただきたく、本日お時間をいただきます。詳しくは担当から報告させていただきます。

## 農業委員会

農業委員会事務局の木村と申します。よろしく申し上げます。先ず1の農業委員会組織・制度改正ポイントについてです。農業委員会といたしましては、農業委員会業務の重点化ということで、農地利用の最適化の推進であることが法律上、明確にされました。また農業委員の選出方法の変更ということで、従来の公選法による選出から市長が選任する、市議会の同意を必要とする任命制に変更されました。また農地利用最適化推進委員の新設ということで、農業委員とは別に各地域において農地利用の最適化を推進する委員を法律で定められたところです。下に農業委員の選任のイメージが載っています。現行では農業者の中から公選法による選出、土地改良区、農協、農業共済等から推薦による農業委員が選ばれておりました。今後、農業委員は地域の農業者や農業団体等から募集なり立候補していただきまして、市長が任命され、市議会の同意が必要となります。農地利用最適化推進委員は農業委員会が委嘱するということに変更になります。続きまして2の新たな農業委員会の委員の定数についてでございます。新たな農業委員の定数につきまして、第三者委員会を設置させていただきまして、その中でご審議いただき市長に答申いたしました。(1)の農地利用最適化推進委員の定数についてですが、農地利用最適化推進委員は設置しないという答申をいただきました。法第17条第1項ただし書きに基づきまして、農地利用最適化推進委員の委嘱をしないことができる市町村に該当するということでした。この条件といたしまして農地集積率70%以上、遊休農地率1%未満の場合でありまして、近江八幡市は農地集積率72.2%、遊休農地率0.11%と二つの条件をクリアしているということで認められました。次に(2)農業委員会委員の定数につきましては、農業委員会委員の定数を22名とする。という答申をいただきました。法施行令第5条の基準、近江八幡市の農地面積4,380ha、最適化推進委員の設置有無の勘案し定数を決めました。なお委員報酬につきましては、現在、県内市町の平均でございます。今回、改定は行われませんでした。また参考までに①から⑦までの条件等を挙げていただきました。以上のことから、この9月市議会定例会で近江八幡市農業委員会の委員の定数を定める条例の議決をいただきました。(3)で農業委員会の新制度への移行時期ですが、現任の農業委員の任期が平成29年3月20日でございますので、来年の3月21日からの新制度へ移行でございます。続きまして、近江八幡市農業委員会の農業委員推薦・募集案内の件でございます。既に12月の広報

に載っておりご覧になられた方もおられると思いますが説明させていただきます。1.農業委員について、2.募集方法について、3.推薦・応募資格、4.受付期間及び手続き、5.選考方法、6.その他（資料に基づき説明） 以上でございます。

会長 ただいま農業委員会から報告していただきましたが、何かご質問などありましたら。

副会長 今までは安土町から7名の方が選出されておりましたが、ざっくり考えて安土からは何名くらい。公募された方が選ばれて成って、もし近江八幡で22名と成ったら安土からは無いということですね。

農業委員会 法律上では農業委員の選任は地域割してはならないとなっております。安土地域何名という割合は設けておりませんので、22名の応募が安土地域は誰もという場合もございます。出来る事なら農業委員は地域に根付いた農業委員ということもございますので、そのあたり各農事改良組合長さんに募集前に向きまして説明させていただいたところです。

副会長 もう一つ、女性任用ですが2名くらい委任状を提出して下さいということですが、前は推薦みたいな感じでしたけど、今回は団体から立候補を促していただいたらいいと思いますが、そのあたりは。

農業委員会 女性任用におきましては、法律上では努力義務となっております。農業委員会でも女性団体等のグループがございますので、そちらの団体からも応募等ができるように声は掛けております。

会長 他にございませんか。

委員 応募資格の中で市職員でないものとありますが、公務員は無理ですか県職員、国家公務員は。

農業委員会 兼務される時にその職場での兼務・就職規定がありますので、そちらをクリア出来ていれば農業委員に成ってもらうことは出来ます。市職員は市の中味を触りますので、やはり市職員が関わるのは相応しくないということで、市職員でないものとなっております。

委員 農地集積率ですが遊休農地率はわかりますが、農地集積率が70%以上となっていて農地利用最適化推進委員は設置しないことになりましたが、農地集積率とはどういう意味ですか。

農業委員会	農地を大規模農家に集めてくるということで、土地持ち農家が増えてくるということです。小作権設定されている農地、農作業受委託も含めます。
会長	基準が通り、小作をされている面積がどれだけか。登記上権利設定されているだけではなく、農作業受委託契約されている面積も含めてどれだけかということです。
委員	農業関係で農業者の各集落において現状の問題があります。補助員制度は今後の公募関係等はどうですか。
農業委員会	農業委員会は現在 30 名の農業委員で行っています。各集落の農業まで行き届かなく、各集落から補助員 1 名を出してもらっています。この制度については今後も続けて行きます。
事務局（区長）	この選定には推薦、提出書類審査がありますが、別に審査委員会は設けられませんか。
農業委員会	農業委員候補者選定委員会を設けます。構成委員は大学農政関係先生 2 名、農業委員経験者 2 名、市長が任命しますので総務部長、産業経済部長です。
会長	農業委員が地域に詳しくなくても、農地は集落の役員が居れば動いていた。補助員制度で各集落における農業者の農地の動向が把握出来ますので、農業委員が減っていく中で、非常に補助員制度はありがたい。
農業委員会	いろいろと制度上変わる時でもございますので、皆様方ご協力よろしくお願ひします。
会長	他にございませんか。無いようですので本件につきましては以上とします。農業委員会の方ありがとうございました。それでは次第の報告事項 2、公共施設等マネジメント推進委員会報告を仙波委員よりお願ひします。
委員	(資料 2)に基づき報告)
会長	委員出席の公共施設マネジメント推進委員会としましては、明確ではございませんが全体的には土地統合、多目的に変更。安土の場合、地元が利用されているところに譲渡する。譲渡する土地や建物は市の所有であり、使用権を譲渡するということですね。

事務局（区長）	<p>委員より総合的な目的を説明いただきましたが、建物のつきましては、検討段階ですが有効利用されるなら建物を譲渡して、新たに生産性を考慮して建てられる場合は国の補助金や出来るなら市も支援をして行こうという考えです。この資料にはそのような対象施設が記載されています。他にも施設は沢山あり、これから維持管理に莫大な費用が掛かります。これは近江八幡市だけでなく全国的な事です。</p>
会長	<p>将来的にこのまま放置すれば行政は費用が嵩み大変な事になるということですね。委員の報告はこのような考え方でパブリックコメントして、その意見を3月までに纏めて、計画に基づき具体的な詰めを3月以降に行うという事です。この件について、他に何かございますか。無いようですので、次の報告事項3、安土学区まちづくり協議会と老蘇学区まちづくり協議会の活動状況について、安土学区、善住委員、老蘇学区については澤委員より報告をお願いします。</p>
善住委員	(報告)
澤委員	(報告)
会長	<p>ありがとうございます。安土学区まちづくり協議会と老蘇学区まちづくり協議会の活動状況について、何かご質問等ございますか。無いようですので、協議事項に移らせていただきます。1点目は安土健康づくりセンターについて、今までいろいろと現状をお聞きしておりますが、再度、住民課より現状をお聞きして議論していきたいと思っております。</p>



事務局（区長）

先般の会議運営部会に於きまして、行政からのお願いということで再度、地域協議会で議論していただきたく、支所業務である安土健康づくりセンターと安土福祉自動車の2点を話しさせていただき、ご了承していただきました。私の方から全体説明をさせていただき、細部につきましては担当から報告いたします。毎年、議会の方々に決算特別委員会で審査を受けます。また近江八幡市監査委員の定例監査も先日行われました。議会では平成27年度決算報告の中で安土町総合支所の安土健康づくりセンターについては、指定管理により委託料で一括約2,700万円支払い、50万円以上の修繕費は市負担している等の状況説明をした後、「指定管理制度で平成26年～平成28年度の3年間の運営になっていますが、今後はどうなりますか。」と井上議員さんから質問がございました。過去に安土健康づくりセンターあり方検討委員会で見直しを検討しなさいと提言されましたが、結果が見いだせず、引き続き平成26年～平成28年度の3年間指定管理制度を行いました。この3年間で効果の有無は実績により出ています。利用者はあるというもの、財政的に今後負担がかかる施設であるということも結果でわかります。このようなことから問題を先送りして、更に指定管理制度を継続することは見合したいと回答しました。また12月議会定例会では安土町地域自治区は「安土の施設は安土地域住民が今までどおり、利用できるようにすることが努めではないのか。」ということも質問されました。施設がなくなることは寂しい思いもあるので、今の運営は無理としても施設をリニューアルして、何か利活用出来ないのかと検討していると答えました。では、どのように施設を利活用すれば良いのかという事ですが、現在は厚生省の補助をいただいて、高齢者の健康維持のための介護予防施設として温水プール・トレーニングルーム、後に屋内・屋外グラウンド等が併設されています。これから、近江八幡市環境エネルギーセンターの隣に、健康ふれあい公園・プール棟が完成します。安土健康づくりセンターと同じ施設、遙かに良い施設です。維持管理面からもごみの焼却熱を利用しますので電気・ガス代等はいかかりません。幅広く検討していく中で、幾つもの施設をこれからは運営するのは厳しく、新しい施設に移行していこうと考えています。

結論はでていませんが最終的には福祉施設。なぜ福祉施設かという点と厚生省の補助金を活用していますので、施設を福祉以外に用途変更しますと補助金返還が発生します。総合的に考えて補助金返還が発生しない、福祉分野での新しい利活用を今、検討しているところです。屋内・屋外グラウンドは今まで通り運動ができるようにそのまま残します。このような方向で進んでいますので、皆様方ご理解のうえ、ご意見をお聞きしたい。

住民課（次長）

(資料3)に基づき説明。)

委員

私も公共施設等マネジメント推進委員会の委員です。この委員会は、あり方検討委員会で示された提言とは違い、どのようにこの施設を処分するのか、処分の

仕方を検討しています。考え方として、安土健康づくりセンターは何のために作ったのか、目的から施設が必要か、無くても良いのかという事と、経営面からも市として、この施設のおかげで皆が健康なので赤字経営でも続けるとか、施設が必要なのでお金をだし続けるとかというような方針もしっかり示さなくてはならない。

事務局（区長） 私の考え方はこれから医療・介護に費用が掛かる。掛らないために健康づくりをすれば医療・介護へ掛かる費用は少なくて済むという考え、これは目的です。ただ今度は同じ健康づくり目的で新しい施設が出来ますので、行政としては1箇所の拠点で賄えればという考えです。

委員 もうひとつ根本的に戻って考えなければならないのは健康づくりの手段です。大きなプール等を作って来てくださいとか、また各家庭で健康づくり進めるとか考え方は色々あると思います。健康づくりを近江八幡市はどのようにするのかということです。

副会長 利用されている方は限られた人、健康で過ごしている人が病気になる前に利用されるよう、皆が安土健康づくりセンターへ行く色々な方法を探らなくてはならないと思います。

事務局（区長） 指定管理者の強化ということで色々活用してくださいとPRを行いました。利用者は増えませんでした。目的と運営の両立を考えて料金値上げも検討しましたが困難でした。

副会長 これから施設に維持管理費を掛けて、皆が利用していただけるかと考えると、新しい施設に移行するとそちらに行かれることは当然考えられますので仕方がないとは思っています。

事務局（区長） 例えば、今の施設を民間に無償貸与しても運営に年間約3,900万円掛かり、指定管理制度でも赤字経営、無償貸与しても引き受けていただくところはないという結論です。

委員 施設を貸したらどうですか。例えば農業産業会館とかの活性化を目的に貸してはどうですか。

事務局（区長） 安土健康づくりセンターの目的は達成し、新しい施設に引き継ぐと考えています。ご意見の施設を農業産業会館にすれば、福祉以外の目的に利用することになり、国へ補助金返還をしなくてはなりません。補助金返還をしなくて良い福祉関

係で模索しているところです。新しい方針を示しますので、この件については、  
こういう方向性ですということをご理解いただきたい。

会長 安土健康づくりセンターの目的は達成したということですので、利用者にはその  
旨の通知をお願いしたい。安土の方も半数おられます。

事務局（区長） まだ通知はしていませんが、方針が決定次第、全て説明を付けて文書でお知ら  
せします。

住民課（次長） 今現在の利用者には指定管理制度が終了するというお知らせを指定管理者から  
出していただいております。

会長 他に何かございますか。それでは2点目の「安土福祉自動車について」直近の  
状況報告を住民課から説明いただきます。

事務局（区長） この件も12月議会で質問がありました。質問された方は「安土福祉自動車の  
今後方向性をどのように考えているのか」「今の運行状態はおかしいのではない  
か、デマンド型タクシーに移行するとか、または廃止しては」という内容でした。  
安土福祉自動車は合併当時、近江八幡市安土町福祉自動車運行条例が定められ、  
近江八幡市全域でない特例であります。この条例に基づいて現在運行していま  
す。運賃は過激な変動はありませんが、今日まで安土独特の事業であり、利用者  
の方もおられることからデマンド型タクシーに移行、廃止するとかは考えていま  
せん。安土地域自治区の期間は運行させていただき、近江八幡市全体であり方を  
考えていこうという思いから、「当面は現状のままで工夫をしながら運行してい  
きたい。」とお答えしました。安土福祉自動車の運行は高齢者や障がい者等の移  
動が困難な方を登録制で安土町地域、安土町住民限定で医療機関や公共施設の間  
を運行しています。今日は廃止するというご意見ではなく、皆様方から運行方法  
についてご意見をいただけたらと協議に挙げさせていただきました。

住民課（次長） 資料4に基づき説明。）

会長 いろいろと努力して運行していただいておりますが、考えとしては、月に実際利  
用されている登録者数が何人、年間を通じて実際に利用されているのは何人な  
かを調べてはどうですか。

事務局（区長） 実数は調べる必要はありますが、今、利用者に乗車時間を行政の運行計画に併  
せて医療機関の時間を予約してもらう方法なども考えてはいます。

委員	行政側が考えなくてはならないのは、このまま運行するのは無理であり、地域を発展させようと思えば、例えば、まち協の中に福祉自動車のボランティア組織をつくり、まち協に人件費を除く手当を僅かでも出す。地域住民、皆が助け合いの世界です、そうでなければ運行できない。
事務局（区長）	私も福祉に限らず、他の事に関しても皆が支え合い、助け合うこと考えて行くことが必要と思います。
会長	その時に起こってくる問題が事故等であります。そこを行政が万が一が起こった事故等に対して救いの手は何かありますか。
事務局（区長）	例えば、地域づくりで各学区のまち協に福祉バスを提供して行政がこれを支援する。運転手にはボランティアで運行してもらおう、そういう考え方もあります。
会長	助け合いは良い事ですが、良い事を実施して事故等が発生した時にシルバー人材のような独特な保険制度等、リスク回避の制度化が必要と思われれます。
委員	運転するのは構わないが、何か事故等が発生した時の保険がないと運転できないという話しは良く聞きます。ボランティア精神をお持ちの方はおられますので保険制度が必要であると思います。
会長	ボランティアの事実があるのなら、リスク回避制度を考えなくてはならない。仕組み創りのために先進事例などの研究が必要である。併せてこれから助け合い、見廻りは末端自治でやって行かなくてはならない高齢社会になっている。地域協議会も「補償制度はどうあるべきか」も検討しなくてはならない。他かに何かございませんか。
副会長	今まで旧近江八幡市はこのような方はどのようにされていたのですか。
事務局（区長）	介護保険制度によりサービスを受けておられます。しかし介護タクシー等の個人負担は福祉バスの1乗車100円とは全然違います。
会長	社会福祉の推進としては学区まち協、自治連合と協働による取組みとそれによるリスク回避制度を何か創って行くことが必要だと思います。では時間が超過していますので、3点目の老蘇学区自治連合会との意見交換会を終えてですが、皆様方出席されて、課題というか答えは出せなくても何かこれから考えて行かなくてはならない事とかはございませんでしょうか。

- 委員 安土・老蘇学区議事録の中から共通した意見・課題・要望に分けて要約したものを作ればどうですか。
- 会長 意見交換会で出た意見等を要約したものを作らないということですね。後の市議会議員の意見交換でもテーマとしていますので、両学区自治会から出た意見・課題・要望の要約したものを作り、それをもって各議員に伝え、感じられた事を述べていただくということにしたい。要約を作ることは大事な事です。
- 委員 各自治会会長の若い世代の意見は「自治会長は行政からの仕事が多すぎ大変である、少なくしてもらいたい」とかそういう点ですよね。
- 会長 今の意見もありますね。地域協議会としての意見・課題・要望を引き出して絞り込むためにも要約を作る。意見交換したあとの展開やどのように活用するとかはございませんか。無いようですので、4点目の市議会議員や若年層の方との意見交流についてですが、安土市議会議員意見交流の日程ですが議会の関係で1月18日に予定していましたが、議事録をそのまま資料には出来ないですね。
- 事務局（区長） 議事録は事務局で作りましたので、その内容を抽出して地域協議会委員で要約していただきたい。
- 副会長 各委員が議事録を読んで要約したものを創り、それを市議会議員との意見交換の課題に使うということですか。
- 委員 進め方として地域協議会委員で要約したもの各自が作ってそれを提出してください。そして協議してくださいということです。
- 会長 それが地域課題となります。市議会議員との意見交換までには自治の課題、テーマをはっきりしなければなりません。テーマが出来上がるのに時間が掛かかりますので、延期しなくてはなりません。次回、会議運営部会が1月6日予定ですので、それまでに各委員に提出していただき会議運営部会で協議して、1月定例会に諮り、意見交換に入るということでどうでしょうか。  
では、両学区の議事録から要約を各委員さんは期日までに事務局へ提出して下さい。
- 委員 今回の日程ですと市議会議員との意見交換は1月末頃には可能ではないですか。
- 会長 前回の設定は定例会の終了時間や時間配分を考慮して、1時間程度としていましたが、所要時間が1時間で良いのかということも考えまして、先程の両学区の

議事録の要約は1月定例会後には出来ていますので、定例会の日とは別に1月末に設定するという事によろしいか。(異議なし。各委員の日程を確認して1月27日午前10時から決定。)では、次の意見箱の意見を事務局からお願いします。

事務局

(資料6に基づき説明。)

(匿名であり回答方法は地域協議会だよりに掲載したい。案を配布。)

会長

ただ今の事務局案でございますが、これによろしいか。(意見なし)はいわかりました。それから先程は市議会議員との意見交換でしたが若者層との意見交換につきまして経過をお願いします。

事務局

若者層ですが中学校3年生が地域学習に取り組んでいます。校長先生と横川委員との話し合いの中、地域について作文を出してもらい、作文を基に意見交換を考えていましたが、指導される先生は地域協議会活動を全生徒に説明し、アンケートを取って欲しいとのことで時期的に無理です。老蘇学区自治連合会のように「地域協議会とは」の説明とテーマを設定して保護者対象に意見交換が出来ればと考えています。

委員

社会科先生は、作文では地域協議会が求める意見が出にくい。地域協議会とはどのような活動をしているのか説明して、具体的な質問をアンケート形式にすると求められる意見が返せるのではということでした。アンケート形式は時期的に難しいので、今年のPTA役員と新たなテーマを設定して2月頃に意見交換することを考えているところです。

委員

地域協議会との意見交換は生徒と保護者とでは考え方が違いますのでテーマが変わってきます。地域課題をテーマにしていかななくてはなりません。

副会長

中学校PTAとは生徒達はこれから安土に関わっていくのにこういう感覚を持っているので、地域協議会としてはこのように考えているとかでは。

委員

そのような内容のアンケート結果があると出来ます。

会長

今度の両学区自治連合会との意見集約と一緒に、良い機会ですので中学校生徒との意見交換の手法があれば出していただき、委員皆様から出て来なかったら一旦中止して、他の方法にさせていただきます。では、最後の環境課より発言内容訂正をお願いします。

事務局

(資料7の訂正内容報告。)

会長

それでは、本日の会議を終了させていただきます。閉会に際して、副会長からご挨拶をお願いします。

副会長

(挨拶)

【終了 17:50】

会議録作成

近江八幡市安土町地域自治区事務所  
住民課 庶務グループ

TEL: 0748-46-3141 FAX: 0748-46-5320

E-mail: 390110@city.omihachiman.lg.jp